

## 令和3年度 事業計画書

### 1 概況

#### 事業進捗状況

##### (1) 補助金による事業

###### 1) 生活衛生営業経営指導員設置及び相談室運営事業

「生活衛生関係営業経営指導員設置要綱」の第5条に定める資格を有する経営指導員3名体制により、生衛業に関する相談・指導を実施する。

引き続き事務所内に相談室を確保し、相談室の運営に関する処務等一般事務を担当する事務職員1名において、円滑な業務実施に務める。

###### 2) 相談指導顧問設置事業

生衛業の経営の健全化を図るため、税理士及び社会保険労務士の各1名に顧問業務等を委託し、専門的知識を必要とする相談に対し実践的なアドバイスを行う体制を維持する。

###### 3) 生衛業経営改善資金融資等指導事業

生衛業組合員に対し、特別枠の有利な融資をコロナ特別貸付を含め(株)日本政策金融公庫に円滑な申請ができるよう、事前の申請書類のチェック及び指導を行う。

###### 4) 相談支援連絡協議会事業

厚生労働省課長通達に則り、各生活衛生同業組合を通じ生活衛生業界、生活衛生営業者に対する支援として、各組合事務局への情報提供等を行う。

###### 5) 情報化整備事業

生衛業の振興及び衛生水準の維持向上等を図るため、ホームページの維持管理に努めるとともに、申し出のあった組合に対し、予算の範囲内でホームページ最新の具体的取り組み相談・支援を行う。

###### 6) 後継者育成支援事業

生衛業の後継者確保に関する取り組みとして実施しているインターンシップモデル事業に対し、活動を予算の範囲内で支援を行う。

###### 7) 健康・福祉対策推進等事業

生衛業の受動喫煙防止対策や新型コロナ感染症等の拡大防止対策等の普及啓発を行うとともに、標準営業約款の周知を行う。

###### 8) 地域活性化連携事業

各生衛組合が実施する地域に密着した諸事業に対し、共催等の支援を行う。

###### 9) 消費者等コールセンター事業

消費者にとって極めて身近な生衛業に対する消費者からの苦情相談の適正な対応を行うため、各生衛組合との連携強化を図る。

## (2) 受託事業

- 群馬県及び前橋市からの委託事業
- 1) 民活型生活衛生向上事業
  - ・生活衛生関係業者が自主的に公衆衛生水準を確保し、提供するサービスの向上を図るため、理容業、美容業、クリーニング所、公衆浴場、興行場に、群馬県並びに前橋市より委嘱を受けた生活衛生アドバイザーによる営業施設の訪問相談・指導を実施する。
  - 事業の実施にあたり、当該アドバイザーの研修も併せて行う。
  
- 群馬県から委託事業
- 2) 生活衛生貸付事務事業
  - 生衛業者の一般貸付に対する指導及び推薦書作成事務を行う。
  
- (公財) 全国生活衛生営業指導センターから委託事業
- 3) 生衛業経営特別相談員研修会事業
  - 県が養成し委嘱した生衛業経営特別相談員を対象に、必要とされる知識の習得を目的とする研修会を開催する。
  
- 4) 生活衛生関係営業景気動向等調査事業
  - 群馬県内70の生活衛生事業所を対象に調査票に基づく景気動向調査を年4回実施し、全国センターに報告する。
  
- 5) 生活衛生関係営業衛生水準確保・向上事業
  - 消費者の安心安全確保のため、生衛業界の基盤強化及び、衛生水準を確保向上させるための事業として、各組合代表者、行政担当者、金融公庫による「衛生水準の確保・向上推進会議」及び金融公庫と共催して「生活衛生改善貸付協議会」等を開催する。
  
- 6) 営業標準約款登録事業
  - 理容業、美容業、クリーニング、麺類飲食店、一般飲食店を対象とする標準営業約款の登録申請を取りまとめ、全国センターへ報告する。
  
- 7) クリーニング師研修等事業
  - クリーニング師の研修会、クリーニング業務従事者講習会を各2回開催する。
  
- 8) 受動喫煙防止対策補助金交付事務
  - 受動喫煙防止対策助成金の申請を円滑に実施できるよう、補助金申請事務の支援及び申請書の全国センター回付事務を行う。
  
- 9) 生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業
  - 委託に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響による、経営危機を乗り越える為の相談をワンストップで対応出来る窓口業務を継続する。